

証券コード 7949
2019年6月12日

株 主 各 位

石川県小松市工業団地1丁目72番地
小松ウオール工業株式会社
代表取締役社長 加 納 裕

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る2019年6月26日（水曜日）午後5時20分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（午前9時より受付開始）
2. 場 所 石川県小松市工業団地1丁目72番地
当社本店 2階会議室
3. 目的事項
報告事項 第52期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 第52期剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.komatsuwall.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見などを賜りたいと存じます。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当事業年度のわが国経済は、通商問題の動向、ブレグジット等による海外経済の不確実性や為替・株式市場の不安定さへの懸念は残るものの、企業収益や雇用環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況にあって当社は、豊富な製品を顧客に身近に感じて頂くため、数年前から本社ならびに主要な支店・営業所のショールームを活用し、製品PRを積極的に行って、受注獲得に向け注力してまいりました。これに加え、主力製品である可動間仕切（マイティーウォール等）をはじめ、各種製品の販売強化を図るため、人材の教育・育成を積極的に進めており、また福祉・厚生施設向けの固定間仕切（ドア製品等）やトイレブース製品の開発、多能工教育による作図の標準化・自動処理化の充実にも取り組んでまいりました。営業部門においては、本社技術者の同行営業に注力することに加え、先行管理の徹底を図ることにより見積獲得額が伸張した結果、受注高および受注残高にその効果が現れてきております。生産部門においては、従来から進めてきた「見える化」のさらなる進展を図り、IoTを駆使した生産性向上活動への取り組みを一層進めてまいりました。

経営成績につきましては、積極的な販売促進活動を進めるとともに、首都圏を中心とするオフィスビル・複合施設の建設など需要が拡大する中において、安定した受注環境が継続していることから受注状況は好調であり、受注高および受注残高は前事業年度と比較してそれぞれ4.5%、4.2%増加となり、過去最高となりました。

売上高としては、官公庁向けでは学校・体育施設等の公共施設、民間向けではオフィス、工場を中心に好調に推移したことにより、事業年度において過去最高となる346億35百万円となり、前事業年度と比較して9.2%の増加となりました。

利益面につきましては、増収効果をはじめ、営業部門における個別工事案件ごとの適正な利益率の確保、生産部門における生産性の向上、設計部門における多能工教育による作図の標準化・自動処理化及び経営の効率化を進めたことにより、売上総利益率が35.4%（前事業年度比0.4ポイント上昇）となりました。また、増収効果による販売費及び一般管理費の比率の改善等により、営業利益は30億47百万円（前事業年度比32.3%増）、経常利益は30億70百万円（前事業年度比29.9%増）、当期純利益は20億48百万円（前事業年度比26.6%増）の増収増益となりました。

品目別の売上高につきましては、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

品目	年度別	前事業年度		当事業年度		前事業年度比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
可動間仕切		10,311	32.5 %	11,647	33.6 %	113.0 %
固定間仕切		7,852	24.8	7,933	22.9	101.0
トイレブース		6,390	20.2	6,805	19.6	106.5
移動間仕切		5,065	16.0	5,893	17.0	116.4
ロ－間仕切		590	1.9	661	1.9	111.9
その他		1,503	4.6	1,694	5.0	112.7
計		31,713	100.0	34,635	100.0	109.2

2. 設備投資および資金調達の状況

当事業年度における設備投資については、各工場の既存機械装置の維持更新および本社建屋の維持更新等を中心に3億57百万円となり、所要資金については自己資金を充当しております。

3. 会社が対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、海外経済の動向や為替・株式市場の不安定さへの懸念は残るものの、国内における雇用環境の改善により、企業業績の改善が進み、経営環境は回復が続くことが期待されます。

このような状況にあつて当社は、お客様により近く、よりスピーディーに製品、サービスの提供をするため、顧客ニーズに対応した営業活動を推進し、当社の特長である「設計指定活動」による受注活動を推し進め、受注から設計、製造、販売、施工、サービスまでの「自社一貫システム」を活かして、より多くの製品を迅速に提供してまいります。また、首都圏を中心とする都市再開発事業等が進行する中、拡大する需要に対し着実に成果を上げるべく、人材の教育・育成を積極的に進め、更なる経営の効率化を図り、業績の拡大に努めてまいります。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第49期	第50期	第51期	第52期 (当事業年度)
売 上 高	29,332	29,568	31,713	34,635
経 常 利 益	2,910	2,155	2,363	3,070
当 期 純 利 益	2,086	1,763	1,618	2,048
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	216円44銭	191円33銭	175円50銭	222円14銭
総 資 産	34,509	35,302	36,747	39,300
純 資 産	28,492	29,782	30,873	32,247
1 株 当 た り 純 資 産	3,091円47銭	3,231円33銭	3,347円95銭	3,496円96銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は期末株式数に基づき算出しております。
3. 当事業年度の業績変動については、「1. 事業の経過および成果」を参照してください。

5. 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

6. 主要な事業内容

当社は間仕切製品の専門メーカーとして、可動間仕切、固定間仕切、トイレブース、移動間仕切、ロー間仕切等の製造、販売および施工を主とし、事業を展開しております。

7. 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	石川県小松市	宇 都 宮 営 業 所	栃木県宇都宮市
第 一 工 場	//	水 戸 営 業 所	茨城県水戸市
第 二 工 場	//	千 葉 営 業 所	千葉県美浜区
第 三 工 場	//	東 京 第 二 営 業 所	東京都千代田区
加 賀 工 場	石川県加賀市	八 王 子 営 業 所	東京都八王子市
札 幌 支 店	札幌市西区	川 崎 営 業 所	川崎市幸区
仙 台 支 店	仙台市宮城野区	浜 松 営 業 所	浜松市東区
仙 台 第 一 支 店	//	岐 阜 営 業 所	岐阜県岐阜市
新 潟 支 店	新潟市中央区	三 重 営 業 所	三重県津市
前 橋 支 店	群馬県前橋市	滋 賀 営 業 所	滋賀県大津市
さ い た ま 支 店	さいたま市北区	和 歌 山 営 業 所	和歌山県和歌山市
さ い た ま 第 一 支 店	//	奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
東 京 支 店	東京都千代田区	大 阪 第 二 営 業 所	大阪府西区
東 京 第 一 支 店	//	岡 山 営 業 所	岡山市南区
東 京 O S 支 店	//	高 松 営 業 所	香川県高松市
横 浜 支 店	横浜市中区	松 山 営 業 所	愛媛県松山市
横 浜 第 一 支 店	//	北 九 州 営 業 所	北九州市小倉北区
長 野 支 店	長野県松本市	熊 本 営 業 所	熊本市北区
名 古 屋 支 店	名古屋市瑞穂区	宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
名 古 屋 第 一 支 店	//	鹿 児 島 営 業 所	鹿児島県鹿児島市
京 都 支 店	京都市伏見区	東 日 本 統 括 課	東京都江戸川区
大 阪 支 店	大阪市西区	西 日 本 統 括 課	大阪府吹田市
大 阪 第 一 支 店	//	仙 台 サ ー ビ ス セ ン タ ー	仙台市宮城野区
神 戸 支 店	神戸市中央区	さ い た ま サ ー ビ ス セ ン タ ー	さいたま市北区
神 戸 第 一 支 店	//	横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	横浜市港北区
広 島 支 店	広島市南区	名 古 屋 サ ー ビ ス セ ン タ ー	名古屋市瑞穂区
福 岡 支 店	福岡市博多区	京 都 サ ー ビ ス セ ン タ ー	京都市伏見区
福 岡 第 一 支 店	福岡市東区	南 大 阪 サ ー ビ ス セ ン タ ー	堺市美原区
青 森 営 業 所	青森県青森市	神 戸 サ ー ビ ス セ ン タ ー	神戸市西区
盛 岡 営 業 所	岩手県盛岡市	広 島 サ ー ビ ス セ ン タ ー	広島市佐伯区
福 島 営 業 所	福島県郡山市	福 岡 サ ー ビ ス セ ン タ ー	福岡市東区

(注) 大阪第二営業所は、2019年4月1日より営業を開始しております。

8. 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,258名	19名減	36.5歳	12.5年

(注) 従業員数には、嘱託およびパートタイマー（計53名）は含まれておりません。

II. 会社の現況 (2019年3月31日現在)

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,903,240株 (自己株式1,437,142株含む。)
- (3) 株 主 数 6,051名 (前事業年度比107名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 加 納 ア ネ シ ス	1,731,849 株	18.30 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,042,700	11.02
株 式 会 社 北 國 銀 行	442,280	4.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	373,900	3.95
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託口)	289,200	3.06
有 限 会 社 マ ル ヨ	193,000	2.04
小松ウォール工業従業員持株会	183,040	1.93
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	166,200	1.76
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	154,600	1.63
株 式 会 社 北 陸 銀 行	141,600	1.50

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (1,437,142株) を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数は、信託業務に係るものであります。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する289,200株には、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託財産244,400株が含まれており、計算書類においては自己株式として処理しております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
加納 裕	代表取締役社長	社長執行役員
万仲 秀和	取締役	常務執行役員生産本部長兼生産管理部長
熊田 雅巳	取締役	常務執行役員管理本部長
山田 新一	取締役	執行役員営業本部長
加納 慎也	取締役	執行役員営業本部副本部長兼販売企画部長
松本 茂	取締役 (常勤監査等委員)	
山口 徹	取締役 (監査等委員)	株式会社共和工業所取締役会長
宮前 悟	取締役 (監査等委員)	弁護士法人米澤・宮前法律事務所共同パートナー
松木 浩一	取締役 (監査等委員)	松木浩一公認会計士・税理士事務所所長 株式会社マツキ・アンド・カンパニー代表取締役社長 株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山口徹氏、宮前悟氏および松木浩一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、松本茂氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）山口徹氏、宮前悟氏および松木浩一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）松木浩一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2019年4月1日以降の変更は次のとおりであります。

異動日	地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
2019年4月1日	取締役	万仲 秀和	常務執行役員生産本部長
2019年4月1日	取締役	加納 慎也	執行役員企画本部長兼販売企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、山口徹氏、宮前悟氏および松木浩一氏との間で、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (一名)	188百万円 (一百万円)
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	26百万円 (5百万円)
合 計 (うち社外取締役)	9名 (3名)	214百万円 (5百万円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）6名に対する業績連動型株式報酬として、役員株式給付規定に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額31百万円を含めて表示しております。なお、当該株式報酬については、2016年6月24日開催の定時株主総会において、上記で記載の報酬限度額とは別枠として決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員） 山口徹氏は、株式会社共和工業所取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員） 宮前悟氏は、弁護士法人米澤・宮前法律事務所の業務執行者を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員） 松木浩一氏は、松木浩一公認会計士・税理士事務所所長、株式会社マツキ・アンド・カンパニー代表取締役社長および株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	山 口 徹	当事業年度開催の取締役会15回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち11回に出席し、主に経営者としての豊富な経験からの発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	宮 前 悟	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	松 木 浩一	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

(注) 当社において、一部工事物件の原価の付替え等が行われていた事実が判明いたしました。社外取締役の各氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守や内部統制の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、コンプライアンスのさらなる強化・徹底を図ることおよび再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

(注) 1. 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査の日程や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬となる見積もりの算定根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコーポレート・ガバナンスに関する助言業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制および方針

当社は、企業価値を高めるべく、取締役会で定める「内部統制システム構築に関する基本方針」等に基づき、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

(基本理念)

われわれは、常に一流を指向し、内に礼節、勤勉、誠実を心がけ、積極果敢に行動します。

- 一. 常に需要の動向を的確にとらえ、より良い製品、サービスを提供します。
- 一. 顧客に奉仕し、明るい職場環境をつくり、従業員の生活向上を図ります。
- 一. 限りない情熱と、たゆまぬ努力を重ね、企業の発展を期し社会のために尽します。

(行動指針)

私たちの目指すところは、誠実かつ公正な経営を実現し、企業の社会的責任を果たしていくことです。私たちは次のとおり行動します。

1. 私たちは、顧客の満足を第一とし、常に最高の製品、サービスを提供していきます。
2. 私たちは、法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な企業活動を行います。
3. 私たちは、社員一人ひとりの人権と人格を尊重するとともに、働きやすい企業風土の実現に努めます。
4. 私たちは、ステークホルダーに対して、公正で適切な情報開示に努めます。
5. 私たちは、かけがえのない地球環境を守るため、環境保全の活動を通して社会に貢献します。
6. 私たちは、国際化時代にあって異なる文化的伝統や慣習を尊重します。
7. 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
8. 私たちは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度でのぞみます。

(内部統制システム構築に関する基本方針)

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が法令や定款に適合した行動ができるように「行動規範」を制定し、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置して、コンプライアンス体制の強化推進に努める。

また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程に基づき、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
取締役は、それらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化推進に努め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を決定する。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を検討する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるための体制を強化する。
取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査に必要な知識・能力を備えた人員を配置する。当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮は受けないものとする。
また、当該使用人の人事については監査等委員会の同意を得たうえで決定し、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保する。
6. 監査等委員以外の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員以外の取締役および使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
なお、当該報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要と判断した費用または債務の処理を求めたときは、監査等委員の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその処理を行う。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。

また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況)

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、関係排除に取り組んでおります。

1. 不当要求に関する対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者を設置するとともに、事案により関係部署と協議し対応しております。
2. 石川県企業防衛対策協議会、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター等の指導を受けるとともに、必要に応じて警察署、顧問弁護士等と連携して、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
3. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、下記のとおり運用しております。

1. コンプライアンスおよび損失の危険の管理に対する取組みについて

社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスおよび損失の危険に関する情報の管理・集約、対策等の協議を行っております。なお、当事業年度においては、コンプライアンス・リスク管理委員会を5回開催しております。

また、「行動規範」を定め、コンプライアンスやリスク等に関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設置し、問題の早期発見と速やかな改善措置を講じております。

2. 取締役の職務執行の効率性を確保する体制について

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名および監査等委員である取締役4名（うち社外3名）で構成し、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要ある時は臨時の取締役会を開催しております。なお、当事業年度においては、取締役会を15回開催し、取締役会規則で定める取締役会付議事項のほか、業績の進捗、対策等について適宜議論を行っております。

また、取締役会を補完する機能として、取締役が参加する会議体を毎月開催しており、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定が行える体制をとっております。

3. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査等委員会は、監査等委員4名（うち常勤1名、社外3名）で構成し、常勤監査等委員は各種委員会および会議体に出席するほか、社外の監査等委員、内部監査部門、会計監査人との情報交換に努め、連携を高めております。なお、当事業年度においては、監査等委員会を13回開催しております。

また、監査等委員は、主要な業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や関係部門との意見交換が行える体制をとっております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことが最も重要であると考えており、収益状況に対応した上で、株主還元の充実を図り、安定配当を継続すること、また、その一方で、当社の持続的な成長のための成長投資に備えて、財務体質の健全性を維持することを基本方針としております。これらは中長期的な企業価値の向上、安定配当を通じて、株主の皆様へ利益還元できるものと考えております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき40円とさせていただきます。なお、中間配当金は1株につき30円として実施しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき70円となる予定です。

以 上

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,853	流動負債	5,497
現金及び預金	11,296	買掛金	2,013
受取手形	2,416	未払金	1,092
売掛金	8,176	未払費用	155
電子記録債権	2,145	未払法人税等	840
有価証券	10	前受金	62
たな卸資産	708	預り金	23
前払費用	70	賞与引当金	1,100
その他	27	その他の	208
貸倒引当金	△0	固定負債	1,554
固定資産	14,447	退職給付引当金	1,265
有形固定資産	11,819	役員退職慰労引当金	86
建物	9,112	役員株式給付引当金	121
構築物	909	その他の	79
機械及び装置	6,562	負債合計	7,052
車両運搬具	126	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	974	株主資本	32,176
土地	4,663	資本金	3,099
建設仮勘定	1	資本剰余金	3,035
減価償却累計額	△10,531	資本準備金	3,031
無形固定資産	412	その他資本剰余金	3
ソフトウェア	389	利益剰余金	28,729
その他	23	利益準備金	301
投資その他の資産	2,214	その他利益剰余金	28,427
投資有価証券	505	固定資産圧縮積立金	253
出資金	13	別途積立金	14,986
長期貸付金	5	繰越利益剰余金	13,187
破産更生債権等	18	自己株式	△2,688
長期前払費用	18	評価・換算差額等	71
繰延税金資産	747	その他有価証券評価差額金	71
その他	914		
貸倒引当金	△10	純資産合計	32,247
資産合計	39,300	負債・純資産合計	39,300

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		34,635
売上原価		22,369
売上総利益		12,265
販売費及び一般管理費		9,218
営業利益		3,047
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	11	
受取手数料	5	
受取保険金	2	
受取家の賃金	23	
その他	5	48
営業外費用		
売上割引	24	
その他	0	24
経常利益		3,070
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	4	
投資有価証券売却損	0	4
税引前当期純利益		3,069
法人税、住民税及び事業税	1,141	
法人税等調整額	△120	1,020
当期純利益		2,048

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金						
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,099	3,031	3	301	8	254	14,986	11,745	△2,688	30,742	130
当期変動額											
剰余金の配当								△615		△615	
当期純利益								2,048		2,048	
特別償却準備金の取崩					△8			8		-	
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0		-	
自己株式の取得									△0	△0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											△59
当期変動額合計	-	-	-	-	△8	△0	-	1,442	△0	1,433	△59
当期末残高	3,099	3,031	3	301	-	253	14,986	13,187	△2,688	32,176	71

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原 材 料 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
主な耐用年数は以下のとおり

建 物	8～50年
構 築 物	7～50年
機械及び装置	10年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	2～15年

無形固定資産……利用可能期間(5年)に基づく定額法
(ソフトウェア)

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2009年6月25日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、当該総会終結時に在任する取締役及び監査役に対し、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することといたしました。これに伴い、当該総会終結時以降については新たな引当金の繰入はありません。

役員株式給付引当金

役員株式給付規定に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

工事契約の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

7. 表示方法の変更

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」（前事業年度4百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

追加情報

株式給付信託 (BBT)

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社取締役会が定める「役員株式給付規定」に従って、当社の取締役等に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時としております。

取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随する費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度393百万円及び244,400株であります。

貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳

製品	72百万円
仕掛品	264百万円
原材料及び貯蔵品	371百万円

2. 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	188百万円
電子記録債権	79百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式	普通株式	10,903,240	－	－	10,903,240

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自己株式	普通株式	1,681,541	1	－	1,681,542

- (注) 1 普通株式の自己株式数の当事業年度末株式数には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式244,400株を含めております。
- 2 普通株式の自己株式の増加1株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	331	35.00	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年10月23日 取締役会	普通株式	283	30.00	2018年9月30日	2018年11月26日
計		615			

- (注) 1 2018年6月26日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。
- 2 2018年10月23日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	378	利益剰余金	40.00	2019年3月31日	2019年6月28日

- (注) 2019年6月27日定時株主総会決議予定に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産		
未払事業税		50
賞与引当金		335
未払法定福利費		47
退職給付引当金		386
役員退職慰労引当金		26
役員株式給付引当金		37
減損損失		102
その他の		43
繰延税金資産小計		<u>1,029</u>
評価性引当額		<u>△139</u>
繰延税金資産合計		<u>890</u>
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△111
その他有価証券評価差額金		△31
繰延税金負債合計		<u>△142</u>
繰延税金資産の純額		<u>747</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	1.8%
試験研究費等の税額控除	△0.6%
評価性引当額の増減	0.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.2%</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については内部留保資金による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を実施し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、各取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、取引開始時における与信調査、与信枠の定期的な見直しを実施しております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式は、市場価格の変動リスク及び発行体（主として取引先企業）の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握することとしており、担当役員より代表取締役社長に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、また未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。当社は、経営計画及び各部門からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2 をご参照ください）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額 （※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	11,296	11,296	－
(2) 受取手形	2,416	2,416	－
(3) 売掛金	8,176	8,176	－
(4) 電子記録債権	2,145	2,145	－
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	396	396	－
(6) 買掛金	(2,013)	(2,013)	－
(7) 未払金	(1,092)	(1,092)	－
(8) 未払法人税等	(840)	(840)	－

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、及び (4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(6) 買掛金、(7) 未払金、及び (8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	120

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注)3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	11,281
受取手形	2,416
売掛金	8,176
電子記録債権	2,145
有価証券及び投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	
証券投資信託の受益証券	10
合 計	24,030

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

退職給付債務の期首残高	1,299
勤務費用	103
数理計算上の差異の発生額	13
退職給付の支払額	△9
退職給付債務の期末残高	1,406

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

非積立型制度の退職給付債務	1,406
年金資産	—
未積立退職給付債務	1,406
未認識数理計算上の差異	△140
退職給付引当金	1,265

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)
勤務費用	103
数理計算上の差異の費用処理額	40
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>143</u>

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)

	(単位：%)
割引率	0.0

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は288百万円であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,496円96銭
1 株当たり当期純利益	222円14銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

小松ウオール工業株式会社

2019年5月21日

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 香川 順 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松ウオール工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。なお、一部工事物件の原価の付替え等が行われていた事実が当事業年度に判明しましたが、社外の専門家を加えた特別調査委員会の調査結果及び同委員会からの提言にもとづき、再発防止に向け改善が図られつつあることを確認しており、引き続きその実施状況を注視してまいります。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

小松ウオール工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	松本	茂	㊟
監査等委員	山口	徹	㊟
監査等委員	宮前	悟	㊟
監査等委員	松木	浩一	㊟

(注) 監査等委員 山口 徹、宮前 悟及び松木 浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第52期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主還元の充実のため安定配当を継続すること、今後の事業発展のため経営体質をより一層強化することなどを考慮して、下記のとおりといたしたく存じま

す。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額378,643,920円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会より特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	か のう ゆたか 加納 裕 (1953年11月26日生)	1980年1月 当社入社 1984年3月 同 常務取締役 1986年3月 同 代表取締役専務 1989年1月 同 代表取締役副社長 1992年6月 同 代表取締役社長 現在に至る 2009年6月 同 社長執行役員 現在に至る	125,512株
(取締役候補者とした理由) 加納裕氏は、1984年に取締役に就任後、専務、副社長を経て1992年より代表取締役社長を務めており、当社における経営の管理を担ってまいりました。豊富な経験と実績を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といいたしました。			
2	まん ちゅう ひで かず 万 仲 秀 和 (1953年2月19日生)	1979年3月 当社入社 1996年6月 同 取締役FS事業部長 2009年6月 同 執行役員技術部長 2012年6月 同 執行役員生産本部副本部長 兼生産管理部長兼第一製造部長 兼第二製造部長 2013年5月 同 執行役員生産本部長兼生産管理部長 兼第一製造部長 2013年6月 同 取締役 現在に至る 2014年4月 同 執行役員生産本部長兼生産管理部長 2016年6月 同 常務執行役員生産本部長 兼生産管理部長 2019年4月 同 常務執行役員生産本部長 現在に至る	9,700株
(取締役候補者とした理由) 万仲秀和氏は、主に製造および生産管理部門を経て、2009年より執行役員を、2013年より取締役に就任し、豊富な経験・知識を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	くま だ まさ み 熊田雅巳 (1953年10月30日生)	<p>1977年 3月 当社入社</p> <p>1992年 4月 同 東京支店長</p> <p>1999年 6月 同 取締役東京支店長</p> <p>2004年 4月 同 取締役東京市場開発部長</p> <p>2009年 6月 同 常勤監査役</p> <p>2011年 6月 同 執行役員生産本部副本部長 兼生産管理部長</p> <p>2012年 4月 同 執行役員RW事業部長</p> <p>2017年 4月 同 執行役員総務本部副本部長 兼経理本部副本部長</p> <p>2017年 6月 同 常務執行役員管理本部長 現在に至る</p> <p>2017年 6月 同 取締役 現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 熊田雅巳氏は、主に生産管理部門および営業部門を経て、2011年より執行役員を、2017年より取締役に務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といたしました。</p>	15,100株
4	やま だ しん いち 山田新一 (1965年10月18日生)	<p>1991年 6月 当社入社</p> <p>2014年 4月 同 関西・中京ブロック長</p> <p>2016年 4月 同 執行役員営業本部副本部長</p> <p>2016年 6月 同 執行役員営業本部長 現在に至る</p> <p>2016年 6月 同 取締役 現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 山田新一氏は、主に営業部門を経て、2016年より取締役および執行役員を務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といたしました。</p>	5,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	か のう しん や 加納慎也 (1983年9月12日生)	2011年4月 当社入社 2014年4月 同 東京支店営業部長 2016年4月 同 執行役員営業本部副本部長 2017年6月 同 取締役 現在に至る 2018年4月 同 執行役員営業本部副本部長 兼販売企画部長 2019年4月 同 執行役員企画本部長 兼販売企画部長 現在に至る (取締役候補者とした理由) 加納慎也氏は、主に営業部門を経て、2016年より執行役員を、2017年より取締役を務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といたしました。	6,360株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役松本茂氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、選任されます監査等委員である取締役は、退任監査等委員である取締役松本茂氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ かね こ しん いち 金子 信一 (1957年5月6日生)	1980年3月 当社入社 2005年6月 同 第一製造部長 兼IT推進室長 2009年4月 同 購買部長 2014年4月 同 第一製造部長 2015年4月 同 レスト環境事業部長 2016年4月 同 執行役員レスト環境事業部長 現在に至る	5,100株
	(取締役候補者とした理由) 金子信一氏は、当社における豊富な業務経験を有し、その知識や経験を当社業務執行状況の監督等に活かしていただくことにより、監査等委員である取締役として適任であると判断したため、候補者といたしました。	

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会場 石川県小松市工業団地1丁目72番地
当社本店 2階会議室
TEL 0761 (21) 3131 (代)
- 交通 小松空港 タクシー 5分
<金沢方面から>
北陸自動車道小松インターチェンジ 車 10分
<福井方面から>
北陸自動車道片山津インターチェンジ 車 7分
ETC専用
安宅PAスマートインターチェンジ 車 2分
JR北陸本線小松駅 タクシー15分

